

子子発 0823 第 1 号  
社援保発 0823 第 1 号  
障企発 0823 第 1 号  
老推発 0823 第 1 号  
老高発 0823 第 3 号  
老振発 0823 第 1 号  
老老発 0823 第 1 号  
平成 29 年 8 月 23 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
厚生労働省老健局振興課長  
厚生労働省老健局老人保健課長  
( 公 印 省 略 )

要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び  
訓練の実施の徹底について（依頼）

今般、平成 28 年 8 月の台風 10 号による被害を踏まえて策定された水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）が施行され、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（以下「施設」という。）の所有者又は管理者（以下、「管理者等」という。）は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられました。

これについては、平成 29 年 6 月 19 日付け『「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について（雇児総発 0619 第 1 号、社援保発 0619 第 1 号、障企発 0619 第 2 号、老推発 0619 第 2 号、老高発 0619 第 1 号、老振発 0619 第 1 号、老老発 0619 第 1 号、国水環防第 5 号、国水砂第 10 号）』において、都道府県関係部局及び管内市町村と共同して確認・調整し、施設の避難計画の点検を適切かつ確実にを行うようお願いしたところです。避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。その際、国土交通省ホームページに掲載されているマニュアル及び手引きを積極的にご活用いただくとともに、緊急時の連絡体制の構築など、施設と積極的に連携し避難計画が実効性のあるものとなるよう施設の避難計画策定等へのご支援をお願いします。

また、施設については、介護保険法等の事業法や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できる計画をい

い、以下、「非常災害対策計画」という。)の策定が義務付けられています。避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記する形で作成することが可能です。

国土交通省ホームページ

**【水害関係】**

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/sagai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibu02.html>

**【土砂災害関係】**

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_fr\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html)